

基労発 0623 第 1 号
平成 22 年 6 月 23 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
(公 印 省 略)

労災補償行政において電子的に保有する個人情報の厳正な管理の徹底について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づく保有個人情報の管理の徹底については、平成 17 年 6 月 28 日付け地発第 0628001 号「都道府県労働局における保有個人情報管理の徹底について」及び平成 19 年 9 月 18 日付け地発第 0918001 号「都道府県労働局における保有個人情報管理の再徹底について（緊急要請）」等により再三にわたり保有個人情報の適正な取扱いの徹底が指示されてきたところであるが、今般、労働基準監督署の労災担当部署において、1311 人分もの多数にのぼる個人情報を記録した外部電磁的記録媒体（外付けハードディスク）が紛失する事件が発生したところである。

現在、当該局署において、紛失した個人情報不正に使用されることによる被害を防止すべく、関係者への速やかな連絡、謝罪及び紛失状況の説明を行い、また、事実関係を報道機関に公表するとともに、再発防止のための対応の徹底を図っているところであるが、このような紛失事件の発生により多数の方々に多大なご迷惑、ご心配をおかけすることとなり、行政への国民の信頼を著しく失墜させたことを労災補償行政全体として重く受け止め、再発防止の徹底を通じ、早期の信頼回復に努める必要がある。

については、上記通達によりすでに指示している事項について、再度点検し職員の情報管理についての認識を深めるとともに、下記の取組を的確に実施することにより、労災補償行政において電子的に保有する個人情報の厳正な管理の徹底に万全を期されたい。

記

- 1 保有個人情報を含む電子的行政文書等の厳正な取扱い
労働局労働基準部の部個人情報保護管理者である労働基準部長（以下「保護管理者」

という。)は、保有個人情報を含むデータ、電子的行政文書については、パソコン(ハードディスク等の外部電磁的記録媒体を含む。)には保存せず、原則として本省所管行政システムのサーバに保存することを徹底すること。

ただし、本省所管行政システム内の保存容量の不足等やむを得ない事情のある場合には、下記2の措置を実施するとき限り、外部電磁的記録媒体に保存ができるものとする。

また、保護管理者は、現在、労働基準部及び労働基準監督署で運用している各システムごとに定めている情報セキュリティ実施手順書の取扱いが上記と異なる場合には、直ちに見直しを図るとともに、その徹底を図ること。

2 保有個人情報を格納した外部電磁的記録媒体の厳正な取扱いについて

保護管理者は、保有個人情報を格納した外部電磁的記録媒体を使用させる場合は、労働基準部におかれる各課室及び労働局管内の労働基準監督署の各個人情報保護管理者に対し、①～③の措置の確実な履行を徹底させること。

- ① 保有個人情報を格納した外部電磁的記録媒体については、権限のない者による内容の閲覧・訂正等が行われないよう、パスワードの設定を行った上で使用させることとし、当該設定が行われるまでは当該外部電磁的記録媒体の使用を禁止すること。
- ② 保有個人情報を格納した外部電磁的記録媒体については、施錠可能な場所を特定した上、使用時以外には当該場所に施錠して保管すること。
- ③ 保有個人情報を格納した外部電磁的記録媒体の所在を直ちに確認できるよう、非使用時の収納スペースを各外部電磁的記録媒体ごとに定め、現使用者を特定するための使用簿を備え付ける等の所要の措置を講じること。